

控訴審不当判決に抗議する声明（案）

2022年5月27日

放送法遵守義務確認請求訴訟原告団

同 弁護士

NHK問題を考える奈良の会

2022年5月27日、大阪高等裁判所第6民事部（大島眞一裁判長）は、NHKがニュース報道番組において、放送法4条ないし国内番組基準を遵守して放送する義務を確認する訴えにつき原告らの請求を却下し、放送法4条ないし国内番組基準を遵守しない放送をしたことに対する損害賠償を求める訴えにつき原告らの請求を棄却した一審判決を支持し、控訴人らの控訴を棄却した。

本件訴訟は、ニュース報道番組において、政権に付度し、あたかも「政府の広報機関」と化した放送を繰り返すNHKに対して、視聴者である原告らが、公共放送としてのあり方を問う訴訟である。

一審判決は、本件確認の訴えについて、「法律上の争訟」に該当することとは認めながらも、「放送法4条1項各号に定める放送内容に関する義務は、放送に対して一般的抽象的に負担する義務であって、個々の受信契約者がNHKに対して同条を遵守して放送することを求める法律上の権利ないし利益を付与したものと解することはできない」と判示して、確認の利益を欠くものとして却下し、損害賠償請求も棄却した。

控訴審判決は、控訴人らが指摘するNHKの報道のすべてに関し、放送法4条1項ないし国内番組基準に沿った放送がなされていたといえるのかについては、疑問の余地がないわけではないとし、特にBS1スペシャル「河瀬直美が見つめた東京五輪」の字幕が誤りであった問題については、「法4条1項2号、3号に照らして問題のある放送であった」と判示している。

しかしながら、控訴審判決も、「通常の判断能力を有する一般人の理解

ないし価値を基準として法４条１項各号に適合しているかどうかを審査することは、司法機関としての裁判所の権能の限界を超えるものといわざるを得ず、仮に裁判所がそのような審査を行えば、憲法上、報道機関である被控訴人に与えられている番組編集の自由を著しく制約することになるといふべきである」と判示し、一審判決と同様に、放送法４条１項は個々の受信契約者にＮＨＫに対して法４条１項を遵守して放送することを求める受信契約上の具体的な権利ないし利益を付与したものと解することはできないとして、控訴を棄却した。

一審判決後も、２０２１年９月には、自民党内の４候補による「総裁選挙」を連日にわたり放送するなど、ニュース報道番組において、ＮＨＫが自ら放送法４条及び国内番組基準を遵守した放送をすることを期待することは全くできない状況にある。

世界では、放送に関して、政府から独立した行政委員会が管理運営するのが通例である。日本でも１９５０年の電波三法の施行により、電波管理委員会が放送の権限を握ったが、２年足らずで電波管理委員会が廃止され、以後、政府が直接、放送を管理してきた。先進国で放送に関する独立規制機関を持っていないのは、日本とロシアくらいである。

視聴者たる国民の手で、ＮＨＫに公共放送としての役割を果たさせるためには、「放送法４条ないし国内番組基準を遵守する義務を確認する」本件訴訟による外はない。

我々は、一審に続いて司法の役割を放棄した控訴審判決に断固抗議し、最高裁判所において、「政府のためのＮＨＫ」から「国民のためのＮＨＫ」の実現に資する勝利判決をめざして、全力を尽くす決意である。

以上